

別表七の二付表一 「連結欠損金当期控除額及び連結欠損金個別帰属額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、連結法人が法第81条の9第1項《連結欠損金の繰越し》の規定により連結所得の金額の計算上損金の額に算入される金額を計算する場合及び同条第6項に規定する連結欠損金個別帰属額を計算する場合に使用します。

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「当期控除額 3」	次の区分に応じ、それぞれ次の金額を記載します。 (1) 別表七の二「13」又は「14」の欄に金額の記載がある場合 当該発生連結事業年度の「10」と（別表四の二「49の①」－別表七の二「13」－別表七の二「14」－当該発生連結事業年度前の「6」の合計額）のうち少ない金額 (2) その他の場合 当該発生連結事業年度の「10」と（別表四の二「49の①」－当該発生連結事業年度前の「6」の合計額）のうち少ない金額 震災特例法第23条第6項《連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付》の規定の適用を受ける場合には、別表四の二「49の①」の本書の金額に同欄の外書の金額を加算して計算します。	
「当期控除額 5」	次の区分に応じ、それぞれ次の金額を記載します。 (1) 別表七の二「13」又は「14」の欄に金額の記載がある場合 当該発生連結事業年度の「4」と（別表四の二「49の①」－別表七の二「13」－別表七の二「14」－当該発生連結事業年度前の「6」の合計額－当該発生連結事業年度の「3」）のうち少ない金額 (2) その他の場合 当該発生連結事業年度の「4」と（別表四の二「49の①」－当該発生連結事業年度前の「6」の合計額－当該発生連結事業年度の「3」）のうち少ない金額 震災特例法第23条第6項の規定の適用を受ける場合には、別表四の二「49の①」の本書の金額に同欄の外書の金額を加算して計算します。	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「控除未済連結欠損金個別帰属額 7」及び「(7)のうち特定連結欠損金に係る控除未済額の個別帰属額 8」	別表七の二付表三「12」又は「24」の欄に金額の記載がある場合には、「控除未済連結欠損金個別帰属額 7」及び「(7)のうち特定連結欠損金に係る控除未済額の個別帰属額 8」の各欄は、それぞれ「控除未済連結欠損金個別帰属額（（前期の(18)又は(26)）又は別表七の二付表二「21」）－別表七の二付表三「30」）7」及び「(7)のうち特定連結欠損金に係る控除未済額の個別帰属額（（前期の(12)又は別表七の二付表二「21の内書」）－別表七の二付表三「27」）8」として記載します。	
「調整前当期控除額 9」	次の区分に応じ、それぞれ次の金額を記載します。 (1) 別表七の二付表三「11」又は「23」の欄に金額の記載がある場合 当該発生連結事業年度の「8」と（別表四の二付表「49の①」－別表七の二付表三「11」－別表七の二付表三「23」－当該発生連結事業年度前の「17」の合計額）のうち少ない金額 (2) その他の場合 当該発生連結事業年度の「8」と（別表四の二付表「49の①」－当該発生連結事業年度前の「17」の合計額）のうち少ない金額 震災特例法第23条第6項の規定の適用を受ける場合には、別表四の二付表「49の①」の本書の金額に同欄の外書の金額を加算して計算します。	
「特定連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額 12」及び「非特定連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額 16」	別表七の二付表四「12」の欄に金額の記載がある場合には、「特定連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額 12」及び「非特定連結欠損金個別帰属額 16」の各欄は、それぞれ「特定連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額(8)－((11)＋別表七の二付表四「15」) 12」及び「非特定連結欠損金個別帰属額(13)－((15)＋別表七の二付表四「17」) 16」として記載します。	

3 根拠条文

法81の9、震災特例法23、震災特例法施行令21